

支 援 員 資 料

1. 那覇市資料 P 1
2. 名護市資料 P 4
3. 沖縄市資料 P 7

1. 那霸市資料

島尻大臣と子供の貧困対策支援員との懇談資料【那覇市】

現状報告

1. 連携体制について

- ・教育相談課の寄添い支援員（17人）

市内中学校17校及び小学校36校の訪問、事業説明等は終え、気になる児童生徒のピックアップ及び支援に繋ぐ作業が始まっている。むぎほ学級（不登校児童・生徒の寄添い支援）に1名繋げ、今後数名繋げる支援を実施している。居場所型学習支援事業にも1名繋げており、今後学校と連携しながら随時各支援事業等につなげていく予定。

- ・子育て応援課の子育て世帯自立支援員（1人）

様々な家庭児童相談から繋がってくる世帯の内、課題が経済的困窮に特化しており、尚且つ寄り添い支援を必要としている世帯を対象としている。家庭児童相談員と連携し、世帯構成や課題を一定程度把握した上で、医療や行政サービスに繋げる際の同行支援等、世帯に応じたきめ細やかな支援を行っている。

- ・保護管理課の子ども自立支援員（4人）

市内小中学校の校長会・教頭会にて事業説明済み。市内中学校に生活保護世帯のリストを送付し、学校での状況を確認。リストの回答があったところから随時、世帯訪問を開始。

居場所型学習支援事業に60名余りの中学生を繋いでおり、随時追加していく予定。

むぎほ学級にも随時繋げていく予定。

- ※1 支援員同士は、研修会を開催して顔の見える関係づくりを行っている。
- ※2 子ども食堂や児童館・公民館にて子どもの支援を実施するための補助事業を5月25日から一般公募を開始し、7月には補助金の交付を行う予定。
- ※3 10歳から18歳までの生活困窮状態で不登校や引きこもり状態にある子どもの包括的に支援を行う居場所事業（委託事業）の一般公募を5月17日から開始、7月から事業実施予定。

2. これまで見えてきた子供の実態について

・食事が無いとか衣服が買えないとかいう形で見えやすい貧困よりも、実態が見えにくく潜在的な課題を抱えている児童・生徒が非常に多い。友達との関わりを保つために窃盗や万引き、売春等を行う子ども達もいる。ネグレクトや虐待、精神疾患等を患っているなどの理由で親との関係が薄い場合が多く、寂しさから異性や同じ境遇にある者同士で繋がる傾向がある。

最近では、スマホのライン等により交流範囲が広域となり、学校に親しい友達がいなくてもいる。同年代だけではなく、若者との交流もあるためますますその子の実態が把握しづらくなってきている。

1 今後、具体的に子供やその保護者を支援措置につなぐ上での課題について**①生活保護世帯の子どもについて**

世帯の実態把握及び介入については、生活保護制度に則りケースワーカーと連携することで比較的やりやすい。しかしながら、支援の承諾については保護者の了承を得なければならぬため、支援を拒否される世帯については見守り続けながら、拒否される原因を探り関係づくりを行っていく必要がある。

拒否する原因の一つに虐待が潜んでいる恐れもあるので、学校等と連携を図りながら注意深く対応しなければならない。

また、子どもに知的障がい等があり、本人及び保護者がそのことを受容できない場合は、特別養護学校やその他福祉サービスに繋げることが難しく、高校進学できない場合があるため、その後のフォローが重要になる。

②生活保護世帯以外の生活困窮世帯の子どもについて

最初の関わりを持つことが非常に難しく、世帯の実態把握が困難である。保護者は生活が苦しい状況になるほど、時間的・精神的にも余裕がないため、外部からの関わりが疎ましくなり、拒絶する傾向があり、支援で関わるのが困難な状況がある。

そのため、学校生活から子どもたちの状況を日常的に注意深く観察し、異変をできるだけ早い段階で察知し、適切な支援を行うための仕組みが必要。

また、民生委員・児童委員などの地域の社会資源と連携し、見守りや関係づくり等を行いながら、支援に繋がるキーパーソンの掘り起こしやきっかけづくりが必要となる。その際の個人情報への取扱いには十分な配慮が必要。

同時に貧困対策支援員に対する良いイメージの定着化を図り、保護者が安心して相談しやすい工夫や環境づくりが大切になる。

2 今後、関係機関等との連携を強化したい分野について

一番連携の強化が必要な分野は学校である。貧困状態にある世帯の状況や背景等も含めた理解が教員にまで浸透され、支援の手法や支援員との連携のあり方等を身に付けることによって、貧困状態にある子どもや保護者との関わり方や他の支援機関等との連携を深めることが可能となる。

また、生活困窮者自立支援制度の相談支援事業機関と連携することによって、世帯全体の包括的な支援がやりやすくなるので、連携を強化する必要がある。

2. 名護市資料

「名護市子どもの貧困対策プロジェクトチーム」

① 紹介

こども家庭部にプロジェクトチームを設置し専任職員として主幹、主事、支援員 6 名の配置。市内 13 小学校 8 中学校(内小中一貫校 2 校含む)合計 21 校を支援員 3 チームに分け、担当校区を設けた。

② 連携体制

別紙 1 参照

③ 実態

「沖縄県子どもの貧困対策計画」より平成 25 年 10 月現在の実態調査において、保育料の費用徴収階層、第一階層・第二階層の割合が、県の平均 24.88%に対し本市は 28.45%で 5%高い。就学援助率は県の平均 19.65%に対し本市は 14.2%で 5%低い結果となっている。今年度より、給食費の未納がある世帯に対しても支援の枠が拡大され、就学援助の受給が可能となった。

④ 活動からみえてきた現状と課題

本市では実態を把握するため、庁内関係機関をはじめ、各小中学校、区長、民生委員・児童委員や主任児童員、SSWr 等に広く情報を募っており、相談件数がいくつかがあがっている。相談内容としては、朝の登校支援や家庭環境の確認、いじめがきっかけの登校拒否、給食費未納などの相談がある。その際にはケース会議を行ない、関係機関各所と連携し、支援を行っている。また前年度給食費未納世帯は就学援助の制度が利用できなかったが、今年度より可能となったため、制度変更の周知活動も併せて行っている。

市教育委員会社会教育課では、名護市放課後子ども教室事業・子どもの家づくり事業において学校内の多目的教室や空き教室、または公民館を利用して、子どもたちの放課後の時間を有効に過ごせる場を提供している。大学生ボランティアや退職教員、民生委員、父兄等が学習支援や遊びの相手など対応し、子どもたちは宿題や遊びなど自由に過ごしている。しかし場所によっては子どもの人数が多く、目が行き届かない状況もみられ、子どもを管理する人材の確保が必要になってくると考えられる。

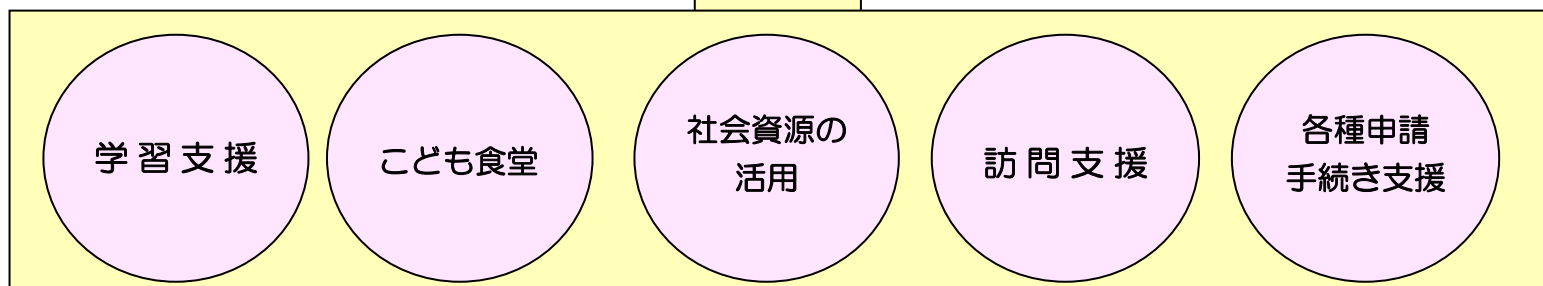
支援していく中で、親は就労しているが病弱で収入が安定しないため、子どもを養育するには十分な収入が得られていないと思われるケースがあった。しかし、親の就労意欲の問題もあり、今後親に対する支援も子どもの貧困を解決する上で大きな課題になると考えられる。

また、食の提供を行いたいという声が上がリ、動き始めている団体や地域もあるが、今後そのような活動を行っている団体に支援をつないでいくことができればと考えている。

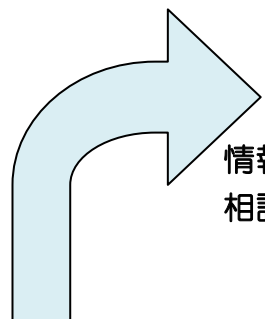
上記以外に学校や地域等、情報を把握できない子どもの情報収集方法や支援拒否をする家庭への介入等今後の課題として考えられる。



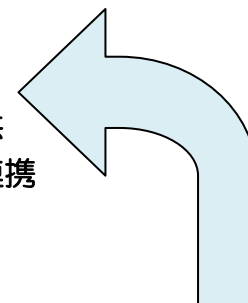
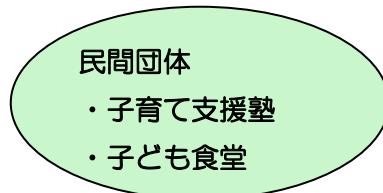
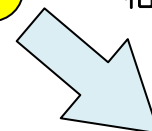
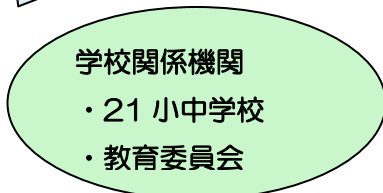
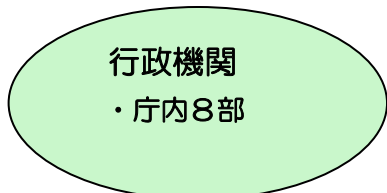
— 基本理念の達成 —
社会の一番の宝である子どもたちの将来が
その生まれ育った環境によって左右されることなく、
夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。



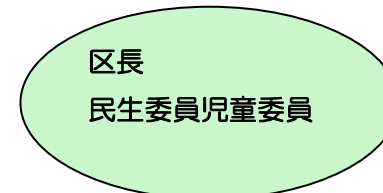
こどもサポーター
名護市子どもの貧困対策プロジェクトチーム



情報提供
相談・連携



情報提供
相談・連携



3. 沖繩市資料

事業名:こどもの居場所支援事業(子供の貧困対策)

目的:こどもの貧困について、地域の現状を把握し、関係機関との連携のもと必要な支援につなげる。

(1)「こどもの居場所づくり支援員」の配置

事業の内容

各中学校毎に嘱託職員8人を配置し、こどもの貧困について地域の現状を把握し、自治会等地域や学校等との連携のもと必要な支援に繋げるとともに、こどもの居場所における情報収集と児童館未整備地区における出前児童館の実施等のこどもの居場所の支援の充実を図る。こどもの育ちの環境整備のためのコーディネーター的役割を担う。また、新たなこどもの居場所づくりのための支援や担い手の確保を行う。

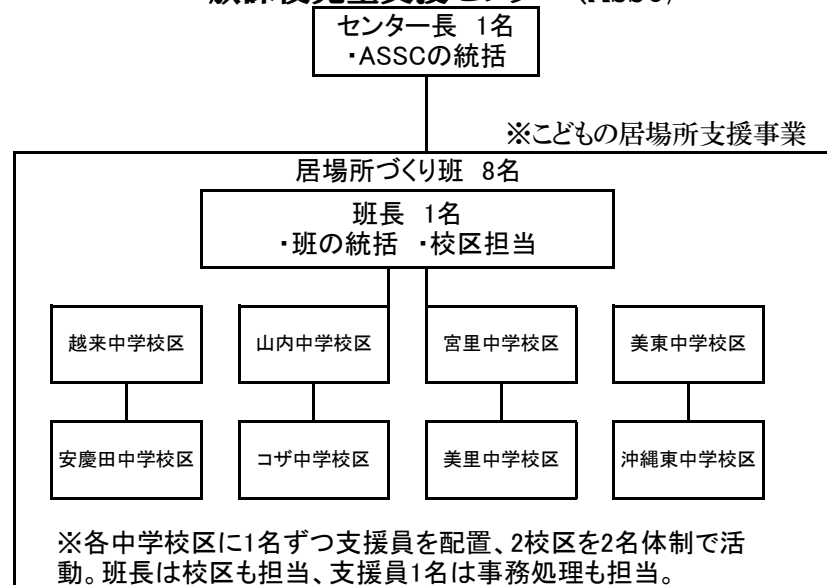
(2)こどもの居場所づくり運営支援

事業の内容

こどもの居場所づくりを行う法人等へ補助金を交付するとともに、夕方以降のこどもの居場所となるよう、児童館に夜間対応児童厚生員を配置し、こどもが参加できるプログラム等の充実を図る。

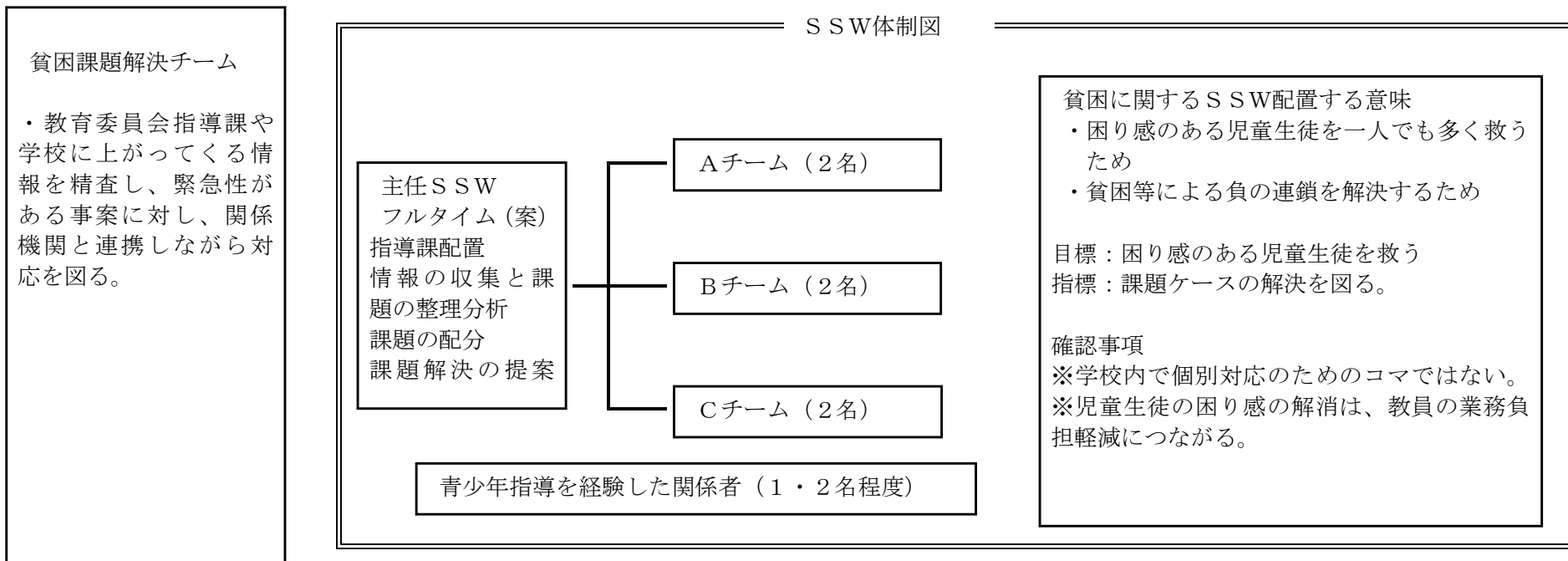
- ・児童館へ夜間対応児童厚生員(20:00まで)の配置
- ・出前児童館の継続実施及び拡充
- ・運営費支援補助金の交付

放課後児童支援センター(ASSC)



指導課：貧困に関する自立相談員、SSW（スクールソーシャルワーカー）（仮称）子ども配置事業について

キーワード → 困り感のある児童生徒の課題解決（児童生徒の課題に緊急対応ができる体制の構築）
責任と権限（SSWに責任と権限を与え困り感のある児童生徒への対応の充実を図る）



※どのような課題に対しどのように対応するか

- 1 主任SSWは、各種ヒヤリングや各課から上がってきた情報の整理を行い対応すべきケースを絞り込み割り振りを行う。
- 2 主任SSWは、関係課（保護課、こども家庭課、青少年センター、研究所）から上がってきた情報の整理を行い対応すべきケースを絞込む。
例）保護課より保護家庭情報をもらう → ヒヤリングで上がってきた情報と突き合わせ対応すべきか判断
- 3 主任SSWは、ケースに対し各チーム構成員と解決スケジュールをつくり課題の解決を図る。
- 4 主任SSWは、部下のSSWに対して助言と研修を実施する。
- 5 青少年指導を経験した関係者は、調査や家庭訪問等の場面で各チームのサポートにあたる。